

生駒市訓令甲第5号

生駒市事務専決規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成23年9月1日

生駒市長 山下 真

生駒市事務専決規程の一部を改正する訓令

生駒市事務専決規程（平成2年4月生駒市訓令甲第3号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項中第13号を第15号とし、第12号を第14号とし、第11号を第13号とし、同号の前に次の1号を加える。

(12) その事務が地球環境の保全、自然エネルギー等に関連するものについては、環境政策課長

第5条第1項中第10号を第11号とし、第9号を第10号とし、第8号の次に次の1号を加える。

(9) その事務が避難施設の増築、改築及び大規模改修に関連するものについては、危機管理課長

附 則

この訓令は、平成23年9月1日から施行する。